

奈教総 第66号
令和5年6月23日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和元年度包括外部監査「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第4 結果及び意見

【3】教職員課

3.監査の結果及び意見

(2)健康管理医による面接指導について

②健康管理医面接指導制度を適切に運用すべき（結果）

（教職員課）

【監査結果】

長時間労働時間（80時間超/月）の教職員数が平均200人（割合10%超）と長時間労働者が多いことが問題視されている中、精神疾患による休職者を未然に防ぐためにも健康管理医による面接指導の実施がより重要であると考えられる。

このため、市教育委員会は、学校等安全衛生管理者に対する総括安全衛生委員会研修会等の中で、「面接指導自己チェック票」の活用や教職員を守るために制度として実施される健康管理医面接指導の必要性、重要性を理解してもらう内容を盛り込むなど、長時間勤務等に係る健康管理医面接指導制度を周知し、適切に運用すべきである。

【措置の内容】

市立学校において令和元年10月からタイムレコーダーによる勤務時間の客観的な記録を開始したことを受け、同月に「長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ」の大幅な見直しを行いました。タイムレコーダーによる記録から、学校長が、勤務時間外在校等時間が1月当たり80時間を超過している教職員に健康管理医による面接指導を呼びかけるとともに、教職員課から健康管理医に80時間を超過している教職員の一覧を提供しています。その結果、見直し前と比較し、面接を希望する教職員は増加しています。また、勤務時間外在校等時間が極めて長い教職員が多い学校については、学校長から状況を聞き取り、改善を促しています。

③書面間の記載を整合させるべき（結果）

（教職員課）

【監査結果】

市教育委員会から各校長へ周知している『長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ』においては、「学校等安全衛生管理者（校長）は時間外勤務が1月当たり80時間を超え疲労の蓄積が認められる教職員、若しくは学校等安全衛生管理者が80時間を超えなくても総合的に判断し、必要と認めた教職員に『面接指導自己チェック票』を提出」させ、その後、教職員からの面接指導の申出があった場合に、健康管理医による面接指導を実施することとなっている。

しかし、『面接指導自己チェック票』には、「このチェック票は、医師による面接指導を受ける労働者本人が、あらかじめ自己チェックし、必要事項を記入した上で医師または提出窓口に提出し、医師の判断・指導に役立てるものです。」と、健康管理医による面接指

導を希望する労働者のみが提出を必要とするような説明文が記載されており、本来の趣旨と異なる。

当該『面接指導自己チェック票』は、学校等安全衛生管理者及び労働者本人が、健康管理医による面接指導実施の必要性を判断する資料であることを記載するなど『長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ』と整合させるべきである。

【措置の内容】

市立学校において令和元年10月からタイムレコーダーによる勤務時間の客観的な記録を開始したことを受けて、同月に「長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ」の大幅な見直しを行いました。見直しの際に、奈良市教職員総括安全衛生委員会の部会で意見を求めたところ、部会員（教員等）から「80時間超過の教職員全員に自己チェック票を記入させるのは時間がかかり教職員の負担が増える」といった意見があったため、80時間超過の教職員に対しては、まず面接指導の希望の有無を確認し、面接指導希望者のみ「面接指導自己チェック票」を記入する運用に変更しました。したがって、令和元年10月以降、書面間の記載の整合性は保たれています。

【5】学校教育課

3.監査の結果及び意見

(2)情報セキュリティ監査について

②対策基準に基づき定期監査を実施すべき（結果）

（学校教育課）

【監査結果】

現状として、市教育委員会では人手不足の影響もあり、情報セキュリティ監査を行うための計画の策定や環境の構築をしていないため、情報セキュリティ監査を行えておらず、「奈良市立幼稚園・小・中・高等学校における情報セキュリティ対策基準」に反している状態にある。

情報セキュリティ監査が行われなければ、当該基準の遵守状況（外部からの不正アクセスや不正改ざん、個人情報漏えいや不正利用等への対応等）が適正かどうか判断できないおそれがある。

当該基準の遵守状況の適正性を判断し、事故の発生を未然に防止するためにも、情報セキュリティ監査の実施要領等を策定し、基準に基づく監査を実施すべきである。

【措置の内容】

令和元年10月7日に情報セキュリティ監査（書面監査）を実施し、USBメモリ、SDカードの管理簿の改定を行いました。その後、令和2年5月1日に教育情報セキュリティポリシーを改訂し、令和3年2月18日付けで各学校に実施手順書の作成を依頼し、その中で新たにUSBメモリ、SDカードの持出簿を定め、記憶媒体を持ち出す場合の記録の徹底を図りました。さらにUSBメモリ及びSDカードについては毎年棚卸の確認を実施するよう改めました。

【7】保健給食課

3.監査の結果及び意見

(3)未収債権の管理状況について

③未収債権管理のためのマニュアルを作成すべき（結果）

（保健給食課）

【監査結果】

現在、市では包括的な債権管理条例はあるものの、給食費の回収に関するマニュアル等はなく、明確な基準に基づいた管理が行えていない。マニュアルがないと、管理作業が属人的になるおそれがあるのに加えて、業務に漏れが発生しやすくなると考えられる。給食費収入の歳入管理のためにマニュアルは非常に重要であり、市教育委員会は未収債権管理のためのマニュアルを作成すべきである。

なお、市教員委員会の担当者によると、現在マニュアルを作成中とのことであり、令和元年度末に完成予定とのことである。

【措置の内容】

令和2年3月に策定した「学校給食費管理マニュアル」に基づき業務を行うよう改めました。

【9】小学校・中学校

2.監査の結果及び意見

(3)USBメモリの管理について

②有効な管理簿を用いるべき（結果）

（学校教育課）

【監査結果】

一部の学校で利用されていた「USB 貸出確認表」は、利用者の氏名、持出し範囲（校内・校外）、情報の保存内容などの記載ができない様式になっていた。当該学校では、教頭がUSBメモリの管理責任を有しており、教職員がUSBメモリを利用する場合には、教頭にその目的や利用場所を伝え、教頭が「USB 貸出確認表」に貸出日を記載し、返却があればチェックをしている（USBの利用頻度は月1~2回程度であり、USBメモリ現物も5つだけである）。

しかし、USBメモリを利用する際には誰が何の目的で、どこで利用したのかを明確にしておかないと、情報漏えいがあった場合に初動が遅くなる可能性がある。

また、市教育委員会も通知にて「学校管理USBメモリ持出し簿」を利用することを要請しており、管理に必要な情報が不足している独自様式ではなく、市教育委員会の要請する「学校管理USBメモリ持出し簿」を利用する必要がある。

【措置の内容】

令和元年10月7日付けで情報セキュリティ監査（書面監査）を実施し、USBメモリの管理簿の改定を行いました。その後令和3年2月18日付けで各学校に実施手順書の作成を依頼し、その中で「学校管理USBメモリ持ち出し簿」を定め、記憶媒体を持ち出す場合の記録の徹底を図っています。